

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年11月8日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕一郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

(別 紙)

奥能第617号
令和4年10月5日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和4年9月30日付け石監査第372-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	奥能登総合事務所	2年連続で発生したことを重く受け止め、改めて、交通事故防止について職員に周知徹底したほか、外出機会の多い職員や運転経験の少ない若手職員には、運転技術向上研修を受講させております。 今後はこのようなことがないよう、全職員を対象に、映像ソフトを用いた交通安全講習会の実施や、交通安全情報の活用により、安全運転意識の向上を図り、公用車の運行に際し、引き続き職員全体で交通事故の防止に努めます。